

第三十四回国会 参議院内閣委員会 會議録第三十二号

昭和三十五年六月十八日(土曜日)午前
十時三十九分開会

委員の異動

六月九日委員大谷登瀛君辞任につき、
その補欠として林田正治君を議長にお
いて指名した。
六月十七日委員林田正治君辞任につ
き、その補欠として松村秀逸君を議長
において指名した。

本日委員木村篤太郎君、下村定君、松
村秀逸君及び増原憲吉君辞任につき、
その補欠として鹿島俊雄君、徳永正利
君、井川伊平君及び木暮武太夫君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 中野 文門君
- 理事 村山 道雄君
- 委員 井川 伊平君
- 伊能繁次郎君
- 大谷 登瀛君
- 鹿島 俊雄君
- 木暮武太夫君
- 小柳 敬衛君
- 下條 康麿君
- 徳永 正利君
- 一松 定吉君

- 國務大臣 石原幹市郎君
- 國務大臣 大島 寛一君
- 内閣官房内閣
審議室長兼内
閣総理大臣官
房審議室長
- 内閣官房内閣
審議室長兼内
閣総理大臣官
房審議室長

總理府總務長官 福田 篤泰君

- 總理府總務長官 佐藤 朝生君
- 務副長官 山本 弘君
- 國家消防本
部總務課長 丹羽喬四郎君
- 自治政務次官 柴田 護君
- 自治庁長官 小林 綱治君
- 官官房長 内田 藤雄君
- 外務政務次官 大沢 雄一君
- 外務大臣官房長 鬼丸 勝之君
- 建設政務次官 勝之君
- 建設大臣官房長 勝之君
- 事務局副
常任委員 杉田正三郎君
- 会専門員

本日の會議に付した案件

- 農地被買収者問題調査会設置法案
(内閣提出、衆議院送付)
- 自治庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
- 建設省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
- 外務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) これより内閣
委員会を開会いたします。

最初に、委員の異動について御報告
いたします。

去る六月九日、大谷登瀛君が辞任さ
れ、林田正治君が選任されました。昨
日、林田正治君が辞任され、松村秀逸
君が選任されました。本日、木村篤太
郎君、下村定君、松村秀逸君及び増原
憲吉君が辞任され、鹿島俊雄君、徳永
正利君、井川伊平君、木暮武太夫君が
選任されました。

○委員長(中野文門君) 次に、農地被
買収者問題調査会設置法案を議題とい
たします。質疑を続行いたします。政
府側出席の方々は、福田總理府總務長
官、佐藤總理府總務副長官、大島内閣
總理大臣官房審議室長、以上の方々で
ございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言
を願います。

別に御発言もなければ、本案に対す
る質疑は終局したものと認めて御異議
ございませんか。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますが、
別に御意見もないものと認めて御異
議ございませんか。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

農地被買収者問題調査会設置法案を
議題に供します。本案を原案通り可決
することに賛成の方の挙手を願いま
す。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

自治庁設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

建設省設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

外務省設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

議長に提出すべき報告書の作成につき
ましては、慣例によりこれを委員長に
御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(中野文門君) 次に、自治庁
設置法の一部を改正する法律案を議題
といたします。

前日に引き続き質疑を行ないま
す。政府側出席の方々は、石原自治庁
長官、丹羽自治政務次官、柴田自治庁
長官官房長、山本國家消防本部總務課
長、以上の方々であります。御質疑の
おありの方は、順次御発言を願いま
す。別に御発言もなければ、本案に対
する質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますが、
別に御意見もないものと認めて御異
議ございませんか。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

自治庁設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

建設省設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

外務省設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

建設省設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

外務省設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

建設省設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

外務省設置法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ
と決まっております。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。建設省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(中野文門君) 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に続いて質疑を行ないます。政府側出席の方々は、小林精治外務政務次官、内田外務大臣官房長、以上の方々であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。別に御発言もなければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。外務省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。
本日の委員会はこれをもって散会いたします。
午前十時四十五分散会
六月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、軍人恩給の加算制復元に関する

請願(第三六四三号)

第三六四三号 昭和三十五年五月三十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 佐賀県唐津市城内佐賀

具軍人恩給会東松浦連

合支部内 坂田次男外

二千七百三十一名

紹介議員 鍋島 直昭君

三回にわたる恩給法の改正にもかかわらず、七十五万名に及ぶいわゆる赤紙応召者は、恩給受給権を持ちながら加算制停止のため失権のまま放置されており、またこれに関連して遺族扶助料も受け得ない状態であるが、これでははなはだしく不公平不均衡であるから、これら下級軍人及び遺族のため、加算制を復活して公平な恩給受給の資格を与えるよう、今国会でこれが法制化を図り、なるべく早く早く実施せられたとの請願。

六月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、同和对策審議会設置法案(衆)

(準備審査のための付託は五月十六日)

六月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元等に関する請願(第三六六〇号)(第三六六七号)

第三六六〇号 昭和三十五年六月六日受理

軍人恩給の加算制復元等に関する請願

請願者 京都市伏見区深草島居

前町一三 吉田精江

紹介議員 井上 清一君

軍人恩給の加算制復元等については、恩給所要額の激減する昭和三十七年以降にゆずり、とりあえずおそくとも昭和三十六年一月から、(一)加算制復活に伴い遺族扶助料受給資格となるものについて(遺族の孤児を優先的に)特例の援護措置を講ずること、(二)七十才以上の老令者並びに傷病者未亡人に対し、文武官を通じ一萬五千円を完全実施すること、(三)七十才以上の老令旧軍人並びに傷い軍人、未亡人に対する号俸低下は、これを廃止すること等の実現するよう恩給法を改正せられたいとの請願。

第三六六七号 昭和三十五年六月八日受理

軍人恩給の加算制復元等に関する請願

請願者 北海道札幌郡豊平町月寒区二八七 市来とめ

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第三六六〇号と同じである。